

岬町地域包括ケア計画

高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画(概要版)

計画策定の趣旨

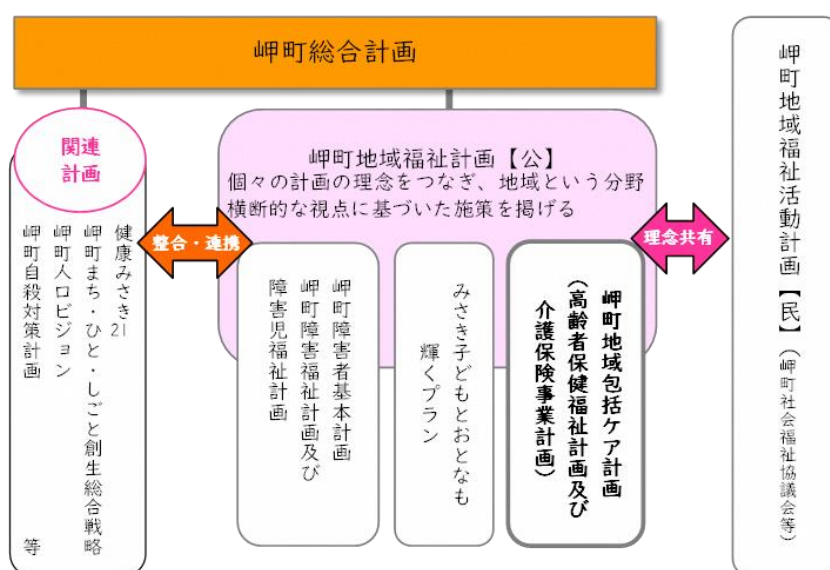
1 計画策定の背景と目的

我が国では、高齢化の進行が続いており、高齢者人口は令和22(2040)年まで増加することが見込まれています。本町の高齢化率は大阪府内でも上位にあり、後期高齢者の割合も高く、今後も増加する見込みとなっています。また、世帯員が夫婦のみ世帯のうち、夫および妻の年齢が65歳以上の世帯である高齢者夫婦世帯の割合も高く、高齢者を含む世帯のうち、世帯員が65歳以上の高齢者1人のみの世帯である高齢者独居世帯の割合も高い状況です。

このような状況の中、本町においては、「岬町地域包括ケア計画 高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画」に基づき、保健福祉サービスの充実や、介護保険事業の整備等を計画的に取り組んできました。このたび、令和6(2024)年度を初年度とする「岬町地域包括ケア計画 高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画」(以下「本計画」という。)を策定しました。

2 他の計画との関係

本計画は、老人福祉法に基づく老人福祉計画と介護保険法に基づく介護保険事業計画を一体として策定するとともに、岬町総合計画を最上位計画とし、福祉関連計画の上位計画である地域福祉計画のもと、保健福祉に関する本町の計画や国・大阪府が実施する計画と整合を取りながら施策に取り組んでいきます。



3 計画の期間

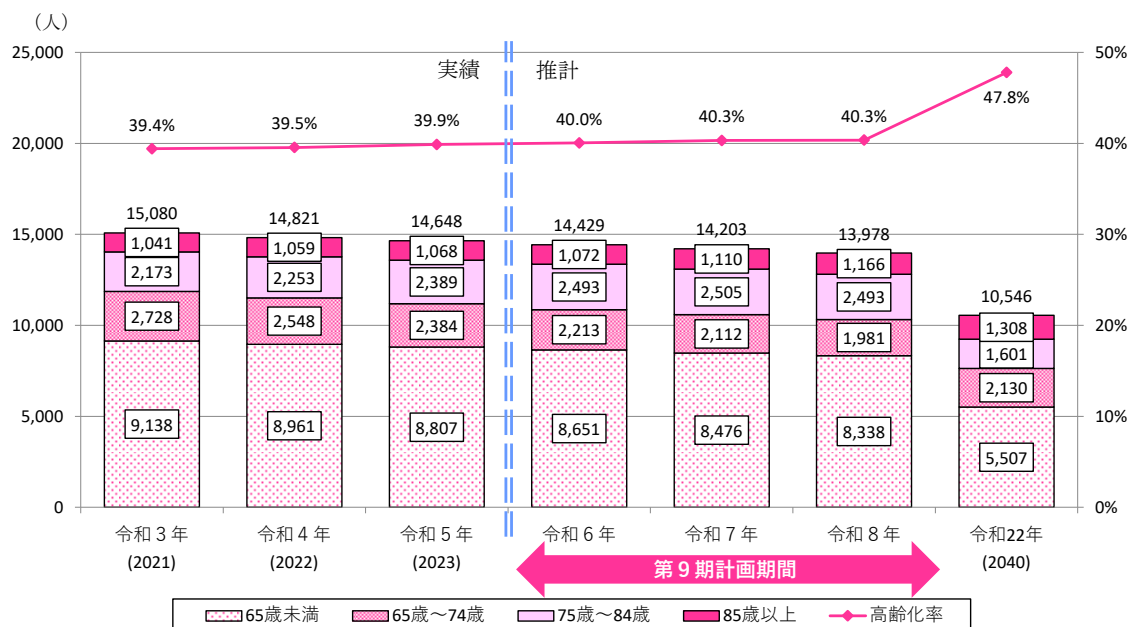
本計画の期間は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間とします。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	...	令和22年度
岬町総合計画(令和3年度～令和12年度)								
本計画期間								

高齢者を取り巻く現状と将来推計

1 高齢者人口の状況

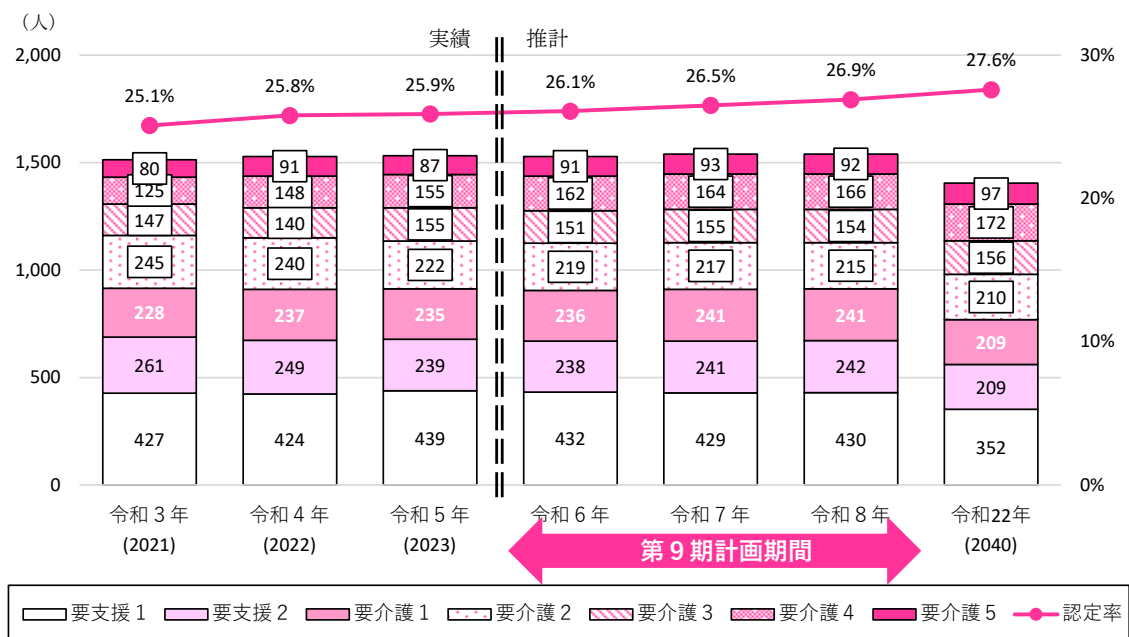
本町の総人口は減少傾向にあり、わが国の高齢者人口が増加傾向の中、本町の高齢者人口は減少傾向に入っています。特に人口規模の多い団塊の世代が後期高齢者になっており、それに次ぐ世代の人口規模と大きく差があるため、全体として減少傾向となっていますが、85歳以上は増加傾向となっています。



資料：令和3（2021）年～令和5（2023）年は住民基本台帳（各年9月末現在）、令和6（2024）年以降は「コーホート変化率法」による推計値

2 要介護(支援)認定者の状況

本町の要介護(支援)認定者数は 1,500 人超で推移しており、認定率は増加傾向にあります。認定者は高齢になるほど多いことから、85 歳以上の人口動向の影響が考えられます。



資料：令和3年～令和5年は介護保険事業状況報告。令和6年以降は地域包括ケア「見える化」システムの推計値。
要支援・要介護認定者数は、第2号被保険者（40歳以上65歳未満）を含む。
認定率は、高齢者の要支援・要介護者数を高齢者人口で除して算出。

計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画で目指すのは、国がこれまで推進してきた「地域包括ケアシステム」及び「地域共生社会の実現」や「大阪府高齢者計画」と連動して、これまでの本町の高齢者福祉・介護保険事業の取組を、今後さらに高めていくことです。したがって、基本理念は次のとおりとします。

基 本 理 念

—生きがい・安心・自立支援—

地域の力で支え合う、明るく楽しいすこやかな社会

超高齢社会における様々な問題に対応するためには、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体がつながる地域共生社会の実現を目指す必要があります。また近年、高齢化の進行や担い手不足、経済状況の急激な変化、災害や感染症リスクなど、社会状況の変化により高齢者の不安が高まっています。

こうした状況下でも、高齢者がいきいきと安心して暮らせる地域づくりを進めていくことが重要です。本町においても、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい生き方が尊重され、地域や町全体の取組として本人の自立を支援することで、安心して生活していくことができるよう、基本理念に基づき、「介護」、「医療」、「予防」、「住まい」、「生活支援・福祉サービス」が相互に連携しながら日常生活を支える地域包括ケアシステムを充実させていきます。

2 重点的取組項目と基本目標

基本理念の実現に向け、3つの重点的取組項目をもとに、5つの基本目標を掲げ、体系的に取組を進めていきます。

重点的取組項目

- 重点1 包括的・横断的な支援体制の構築
- 重点2 日常的な地域のつながりの促進
- 重点3 認知症の人やその周りの人への支援の推進

基本目標

- 1 地域で支える暮らしの支援
- 2 住民主体のつながり・助け合いの構築
- 3 高齢者の尊厳に配慮したまちづくり
- 4 福祉のまちづくり
- 5 介護を受けながら安心できる暮らしの支援

第9期の第1号被保険者保険料

第9期(令和6(2024)年度から令和8(2026)年度)の標準給付費と地域支援事業費の合計は、約63億円を見込んでいます。また、準備基金を1億8,960万円取り崩し、第1号被保険者(65歳以上)の介護保険料の軽減を行います。介護保険料は所得段階に応じて14段階に区分され、第9期の基準額は75,000円(年額)となります。

対 象 者			負担割合	年額保険料 (令和6~8年度) (月額)
町民税世帯非課税	第1段階	●生活保護を受けている方 ●世帯全員が町民税非課税の方で、課税年金収入額と合計所得金額が80万円以下の方	基準額×0.285 (軽減前 0.455)	21,370円 (1,781円)
	第2段階	●世帯全員が町民税非課税の方で、本人の課税年金収入と合計所得金額が80万円超120万円以下の方	基準額×0.335 (軽減前 0.535)	25,120円 (2,093円)
	第3段階	●世帯全員が町民税非課税の方で、上記以外の方	基準額×0.685 (軽減前 0.69)	51,370円 (4,281円)
町民税世帯課税	第4段階	●本人が町民税非課税で、同じ世帯に町民税が課税されている世帯員がいる方のうち、本人の課税年金収入と合計所得金額が80万円以下の方	基準額×0.9	67,500円 (5,625円)
	第5段階	●本人が町民税非課税で、同じ世帯に町民税が課税されている世帯員がいる方(第4段階に該当する場合を除く)。	基準額	75,000円 (6,250円)
	第6段階	●本人が町民税課税で、合計所得金額が90万円未満の方	基準額×1.1	82,500円 (6,875円)
	第7段階	●本人が町民税課税で、合計所得金額が90万円以上135万円未満の方	基準額×1.2	90,000円 (7,500円)
	第8段階	●本人が町民税課税で、合計所得金額が135万円以上220万円未満の方	基準額×1.35	101,250円 (8,438円)
	第9段階	●本人が町民税課税で、合計所得金額が220万円以上330万円未満の方	基準額×1.5	112,500円 (9,375円)
	第10段階	●本人が町民税課税で、合計所得金額が330万円以上430万円未満の方	基準額×1.6	120,000円 (10,000円)
	第11段階	●本人が町民税課税で、合計所得金額が430万円以上530万円未満の方	基準額×1.75	131,250円 (10,938円)
	第12段階	●本人が町民税課税で、合計所得金額が530万円以上630万円未満の方	基準額×1.9	142,500円 (11,875円)
	第13段階	●本人が町民税課税で、合計所得金額が630万円以上730万円未満の方	基準額×2.05	153,750円 (12,813円)
	第14段階	●本人が町民税課税で、合計所得金額が730万円以上の方	基準額×2.2	165,000円 (13,750円)

※軽減前の負担割合は、公費を投入し、低所得者の高齢者の保険料の軽減を実施する前の割合です。

※月額保険料の1円未満は四捨五入により端数処理しています。

岬町地域包括ケア計画

高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画 概要版

発行年月 令和6(2024)年3月

編集・発行: 岬町 しあわせ創造部 高齢福祉課

住 所: 〒599-0392 大阪府泉南郡岬町深日 2000-1

T E L: 072-492-2703 F A X: 072-492-5814

URL: <http://www.town.misaki.osaka.jp>

★計画書本編は岬町ホームページでご覧いただけます。